

岩手県社会保険労務士会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、岩手県社会保険労務士会と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会は、事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位を保持するため、会員の指導及び連絡を行うこと。
- (2) 会員の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと。
- (3) 社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
- (4) 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと。
- (5) 社会保険労務士法（以下「法」という。）別表第 1 に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に関する調査研究を行うこと。
- (6) 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が行う社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと。
- (7) 連合会が行う社会保険労務士試験及び紛争解決手続き代理業務試験に関する事務に協力を行うこと。
- (8) 会報の発行を行うこと。
- (9) 業務関係図書及び資料の斡旋並びに頒布を行うこと。
- (10) 関係行政機関等に対する協力及び連絡を行うこと。(H21. 11. 30 改正)
- (11) 会員の福利厚生に関する施策を行うこと。
- (12) 認証個別労働関係紛争解決手続の業務を行うこと。(H19. 4. 1 改正)
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。(H19. 4. 1 改正)

(支 部)

- 第 5 条 前条の事業を円滑に実施するため本会に支部を置く。
- 2 会員は、別に定めるところにより支部に所属するものとする。
 - 3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

(通知等)

- 第 6 条 会員に対する通知、書類の送達は会員が本会に届け出ている連絡先に対して行う。

第 2 章 会 員

- 第 7 条 削 除(H15.4.1改正)

(会 員)

- 第 8 条 本会の会員は、次項各号及び第 3 項各号に掲げる登録を受けた所在地等が岩手県の区域内にある社会保険労務士及び社会保険労務士法人とする。
- 2 社会保険労務士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 前項に規定する区域に事務所を有する社会保険労務士
 - (2) 次項各号に規定する社会保険労務士法人の事務所に所属する社員である社会保険労務士
 - (3) 前項に規定する区域にある事業所に勤務する者で法第 2 条に規定する事務を行う社会保険労務士
 - (4) 前各号のいずれにも該当しない社会保険労務士
 - 3 社会保険労務士法人である会員（以下「法人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 第 1 項に規定する区域に主たる事務所を有する社会保険労務士法人
 - (2) 第 1 項に規定する区域に従たる事務所を有する社会保険労務士法人であって、前号に掲げるもの以外のもの

(入 会)

- 第 9 条 入会は、法第 25 条の 29 第 1 項から第 4 項までに定めるところによる。

(退 会)

- 第 10 条 退会は、法第 25 条の 29 第 5 項から第 7 項までに定めるところによる。

(会員原簿)

第 11 条 本会に、会員原簿を備える。

2 会員原簿は、個人会員に係る社会保険労務士名簿及び法人会員に係る社会保険労務士法人名簿の副本をもってこれに充てる。

(会員原簿記載事項)

第 12 条 会員は、会員原簿の記載事項（個人会員にあつては登録事項、法人会員にあつては登載事項を除く。）について異動があつたときは、異動届を本会に提出しなければならない。

(会員原簿の整理)

第 13 条 本会は、異動届の提出があつたとき、登録の取消し若しくは登録のまっ消があつたとき、法第 25 条各号の懲戒処分があつたとき、第 47 条の処分があつたとき又は連合会から社会保険労務士登録事項の変更の通知があつたときには、直ちに会員原簿を整理しなければならない。

(会員証の交付、返還、再交付)

第 14 条 本会は会員に次の各号に掲げる区分に応じ、会員証を交付する。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員

2 個人会員は、法第 25 条第 2 号もしくは第 3 号の懲戒処分を受けたとき又は法第 25 条の 29 第 2 項若しくは第 6 項の規定により退会することとなつたときは、会員証を本会に返還しなければならない。

3 法人会員は、法第 25 条の 29 第 5 項又は第 7 項の規定により退会することとなつたときは、会員証を本会に返還しなければならない。

4 本会は、法第 25 条第 2 号の懲戒処分を受けた会員が業務を行うことができることとなつたとき又は会員証を亡失し若しくは損壊したときは、その者の申請により会員証を再交付する。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 15 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 3 人以内

- (3) 専務理事 1人 (R1. 5. 30 改正)
- (4) 常務理事 3人以内 (R1. 5. 30 改正)
- (5) 理事 20人以内 (会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。)
(R1. 5. 30 改正)
- (6) 監事 3人以内 (R1. 5. 30 改正)

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、役員推薦基準細則に基づき総会で選任する。(R1. 5. 30 改正)

- 2 法人会員は、役員を選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。
- 3 会長は、その候補を役員改選が行われる年度に開催される通常総会で選任される予定の理事候補が互選により選出し、総会で選任する。(R3. 4. 26 改正)
- 4 副会長は、理事が互選する。(R3. 4. 26 改正)
- 5 専務理事、常務理事は、理事のうちから会長が指名する。(R3. 4. 26 改正)
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。(R3. 4. 26 改正)

(役員職務)

第 17 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会の構成員となり、会長を補佐して会務を執行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、会長の命を受けて常務を執行する。
- 5 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、理事会に出席して、その職務に関し意見を述べる事ができる。(R1. 5. 30 改正)

(役員任期)

第 18 条 役員任期は、就任後第 2 回目の通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任及び退任)

第 19 条 役員に、役員として相応しくない行為があったときは、その選任の例により、総会又は理事会において、これを解任することができる。この場合において、当該役員(専務理事、常務理事を除く)に対し総会又は理事会において弁明の機会を与えなければならない。

2 役員は、会員の資格を喪失したときは退任する。

(役員報酬)

第 20 条 役員報酬は、総会の決議において定める。

第 4 章 会 議

第 1 節 総 則

(会議の種類)

第 21 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(議事録)

第 22 条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員 2 人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に付された議案
- (3) 議事の要旨
- (4) 表決の結果
- (5) その他議長が必要と認めた事項

第 2 節 総 会

(総会の種類)

第 23 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 24 条 総会は、個人会員をもって構成する。

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 5 月に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会の決議があったとき
- (2) 会員の総数の 3 分の 1 以上から招集を必要とする理由及び議案を付して、総会招集の請求があったとき

(総会の招集)

第 26 条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、個人会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して、開催する日の 14 日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 前条第 2 項各号に掲げる決議又は請求があったときは、会長は、その決議又は請求のあった日から 1 ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決権)

第 27 条 総会における議決権は、個人会員 1 人につき 1 票とする。

- 2 個人会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ、総会の議案について賛否を表明した書面又は委任状により議決権を行使することができる。この場合において、本会に提出した委任状に総会の議案に対し賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。
- 3 前項の規定による書面又は委任状は、本会に提出することによって、その効力を発するものとする。
- 4 第 2 項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。
- 5 法人会員は、総会の議決権を有しないものとする。

(総会の議長及び副議長)

第 28 条 総会の議長及び副議長は、その総会において選任する。

(議決の方法)

第 29 条 総会は、個人会員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開会することができない。

- 2 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決及び承認事項)

第 30 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (5) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

第 3 節 理 事 会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、会長、副会長及びその他の理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、開催日の 7 日前までに、理事に対しその会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。(R3. 4. 26 改正)

4 理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。(R3. 4. 26 改正)

5 理事会は、その構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。(R3. 4. 26 改正)

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(R3. 4. 26 改正)

(理事会の書面による議決)

第 33 条 会長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。

2 前項の場合、理事の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。

3 会長は、この前項の結果を遅滞なく理事会構成員に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第 34 条 理事会は、この会則に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事
- (3) 会則の規定による理事会の付議事項
- (4) 会則の施行に必要な細則の制定改廃に関する事
- (5) 本会の運営に関し必要な委員会の設置に関する事
- (6) 各委員会及び支部から会長に稟議又は上申された事項に関する事
- (7) その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事

第4節 常 任 理 事 会

(常任理事会の構成)

第 35 条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(常任理事会の招集等)

第 36 条 第 32 条（理事会の招集等）、第 33 条（理事会の書面による議決）の規定は、常任理事会に準用する。

(常任理事会の議決事項)

第 37 条 常任理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 会長が必要と認めた事項

第 5 章 登 録 の 事 務

(登録に関する事務)

第 38 条 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び登録事務取扱規程に基づき社会保険労務士の登録に関する事務の一部を行う。

(登録申請書等の事務処理)

第 39 条 本会は、社会保険労務士の登録に関する書類の提出があったときは、連合会の定めるところにより迅速かつ的確に事務処理を行うものとする。

第 5 章の 2 社会保険労務士法人の届出の事務等

(H27. 5. 29 改正)

(届出に関する事務)

第 39 条の 2 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び届出事務取扱規程に基づき社会保険労務士法人の届出に関する事務の一部を行う。

(届出書等の事務処理)

第 39 条の 3 本会は、社会保険労務士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び届出事務取扱規程の定めるところにより迅速かつ的確に事務処理を行

うものとする。

(社会保険労務士法人の解散に伴う清算人の選任請求)

第 39 条の 4 本会は、岩手県の区域に主たる事務所を有する社会保険労務士法人が法第 25 条の 22 第 1 項第 6 号又は第 7 号に規定する事由により解散した場合において、必要があるときは、裁判所に清算人の選任の請求をするものとする。(H27. 5. 29 改正)

第 6 章 会 員 の 品 位 保 持

(会則等の遵守)

第 40 条 会員は、法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、本会及び連合会の会則を遵守しなければならない。

(適正な労使関係を損なう行為の禁止)

第 40 条の 2 会員は、適正な労使関係を損なう行為をしてはならない。

(報酬等の明示)

第 40 条の 3 会員は、事案の依頼を勧誘する場合には、勧誘に先立って、相手方に対し、氏名、事案の依頼を勧誘する目的である旨及び業務の内容を明らかにしなければならない。(H21. 11. 30 改正)

2 会員は、事案の受任に際して、依頼人に対し、業務の内容、報酬等を書面の交付等により明示し、かつ、十分に説明しなければならない。(H21. 11. 30 改正)

3 会員は、依頼人から業務の提供に先立って報酬等の全部又は一部を受領することとする場合においては、依頼を受け、かつ、報酬等の全部又は一部を受領した際に、依頼人に対し、当該依頼を受任する旨又は受任しない旨を書面の交付等により明示しなければならない。(H21. 11. 30 改正)

(不当勧誘等の禁止)

第 40 条の 4 会員は、業務の内容、報酬等、相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げずに勧誘を行うなど、不当な方法により、事案の依頼を勧誘してはならない。(H21. 11. 30 改正)

2 会員は、事案を依頼しない旨の意思を表示した者に対し、事案の依頼を勧誘してはならない。(H21. 11. 30 改正)

3 会員は、誇大若しくは虚偽の事項により相手方を欺くおそれがある方法で、広告又は宣伝を行ってはならない。(H21. 11. 30 改正)

4 会員は、相手方の承諾を得ずに電子メールにより広告を送信してはならない。

(H21. 11. 30 改正)

5 会員は、依頼人を威迫して困惑させるなど、不当な方法により、事案の依頼の撤回又は解除を妨げてはならない。(H21. 11. 30 改正)

(品位保持等の指導)

第 40 条の5 本会は、会員が、前2条の規定に違反する行為その他社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての信用又は品位を害するような行為をしないよう指導するものとする。(H21. 11. 30 改正)

2 本会は、会員がその業務を行うにあたり、事業における適正な労使関係が損なわれないよう指導するものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第 41 条 会員は、社会保険労務士業務の適正な運営に努め、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(信頼関係の保持)

第 42 条 会員は、事業主等との間における信頼関係を保持するため、委託契約を忠実に守り紛議を生じないように努めなければならない。

2 会員は、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の相互間における信義に反する行為をしてはならない。

(非社会保険労務士との提携の禁止)

第 43 条 会員は、いかなる方法によっても、社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての自己の名義を他の者に利用させてはならない。

(注意勧告)

第 44 条 本会は、会員が法、法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令又は会則もしくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、理事会の議を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の規定により注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告について異議があるときは、当該注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に理由を付した書面をもって、本会に対して異議を申し立てることができる。

3 本会は、前項の異議申し立てがあったときは、理事会の議を経て、必要な措置を講ずるものとする。

4 第1項の注意又は勧告を行ったときは、その旨を東北厚生局長及び岩手労働局長に報告

するものとする。(H22. 10. 8 改正)

(会員の処分)

第 45 条 会長は、会員が法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、又は会則及び連合会の会則に違反したときは、当該会員に対し、第 47 条の処分を行うことができる。

2 会長が、前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の議を経なければならない。この場合、本人の申出により理事会において本人に弁明の機会を与えなければならない。(H29. 5. 30 改正)

(綱紀委員会) (H29. 5. 30 改正)

第 46 条 本会に、綱紀委員会を置く。(H29. 5. 30 改正)

2 綱紀委員会は、会長の諮問を受け、会長が行おうとする会員に対する処分等に関し調査及び審議し、その結果を答申する。(H29. 5. 30 改正)

3 綱紀委員会の運営に関する事項は、委員会・部会運営細則に定める。(H29. 5. 30 改正)

4 綱紀委員会の委員は、10 人以内とし、会長が理事会の議を経て委嘱する。(H29. 5. 30 改正)

(業務監察委員会) (H29. 5. 30 改正)

第 46 条の 2 本会に業務監察委員会を置く。(H29. 5. 30 改正)

2 業務監察委員会は、会長の諮問を受け、連合会業務監察委員会との緊密な連携により、社会保険労務士の名称使用制限違反事案若しくは業務制限違反事案の調査、処理等を行なう。(H29. 5. 30 改正)

3 業務監察委員会の運営に関する事項は、委員会・部会運営細則に定める。(H29. 5. 30 改正)

4 業務監察委員会の委員は、10 人以内とし、会長が理事会の議を経て委嘱する。(H29. 5. 30 改正)

(苦情処理相談窓口の設置) (H29. 5. 30 改正)

第 46 条の 3 本会に、依頼人等の苦情、相談に対応するため、苦情処理相談窓口を設置する。(H29. 5. 30 改正)

2 苦情処理相談窓口の運営に関する必要な事項は、別に定める。(H29. 5. 30 改正)

(処分の種類)

第 47 条 会員に対する処分は、次のとおりとする。

(1) 訓告

- (2) 会員権の停止 (H28. 5. 27 改正)
- (3) 退会勧告 (H28. 5. 27 改正)
- 2 前項第 2 号の会員権は、次のとおりとする。
 - (1) 本会並びに連合会から文書その他の資料を受ける権利
 - (2) 本会並びに連合会の会議及び諸事業（研修を除く）に参加する権利
 - (3) 本会の役員になる権利並びに役員を選ぶ権利
 - (4) 本会並びに連合会共済会が行う福利厚生 of 諸制度を利用する権利
 - (5) 本会の施設を利用する権利
 - (6) 削除 (H24. 10. 1 改正)
- 3 第 1 項第 3 号の退会勧告は、同項第 2 号の会員権の停止の処分を受けた者に対して、当該処分と併せて行うことができる。(H28. 5. 27 改正)
- 4 第 1 項の処分を行った場合は、会報に掲載してこれを公示するほか、東北厚生局長及び岩手労働局長にその旨報告するものとする。(R1. 5. 30 改正)
- 5 会長は、第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する処分を受けた者に対し、定期的に業務に関する報告を求める。(H28. 5. 27 改正)

(他の社会保険労務士会から処分を受けた者である会員に対する会員権特別停止措置)
(H29. 10. 1 改正)

- 第 47 条の 2 会長は、他の社会保険労務士会から会員権の停止の処分（以下「他会会員権停止処分」という。）を受けた者で、他会会員権停止処分が満了する日（当該会員が既に当該社会保険労務士会を退会している場合は、当該退会をしなければ当該他会会員権停止処分が満了する予定であった日をいい、以下「処分満了日」という。）を経過しておらず、又は処分満了日が定められていないものである会員に対し、期限を定めて、前条第 2 項に規定する会員権を停止する措置（以下「会員権特別停止措置」という。）を行うことができる。ただし、会員権特別停止措置の期限は、処分満了日を超えてはならない。(H29. 10. 1 改正)
- 2 会長は、会員権特別停止措置を行うか否か及びその期限を決定するに当たっては、他会会員権停止処分の原因及び処分理由、本会の会員権の停止の処分の基準その他の事情を勘案するものとし、会員権特別停止措置を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問して、その答申を得た後、理事会の議を経なければならない。(H29. 10. 1 改正)
 - 3 会長は、会員に対して会員権特別停止措置を行うことを決定したときは、直ちに、当該会員に対して、第 1 項の規定に基づき定めた期限まで会員権特別停止措置を行う旨通知するものとする。(R1. 5. 30 改正)
 - 4 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、会員権特別停止措置を行う場合の取扱について準用する。(R1. 5. 30 改正)

第 7 章 研 修

(研 修)

第 48 条 本会は、個人会員の資質向上を図るため、必要な研修を行うものとする。

2 本会は、毎年一回倫理研修を実施する。(H19.4.1 改正)

3 研修の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経てこれを定める。

(受 講)

第 49 条 個人会員は、前条第 1 項に規定する研修のほか連合会及び地域協議会が行う研修についても受講するよう努めなければならない。(H19.4.1 改正)

2 個人会員は、前条第 2 項に規定する倫理研修を受講しなければならない。

(H19.4.1 改正)

第 50 条 削除 (R1.5.30 改正)

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度及び会計年度)

第 51 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の支弁)

第 52 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、事業に伴う収入、資産から生ずる収入、交付金その他の収入をもって支弁する。

(資産の管理)

第 53 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決による。

(事業計画及び予算)

第 54 条 会長は、毎年、事業計画案及び予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 55 条 会長は、毎事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに事業報告書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

第 56 条 会長は、予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するために必要な経費の金額に限り支出することができる。

(特別会計)

第 57 条 会長は、総会の承認を得て、特別の支出を目的とする特別会計を設けることができる。

2 会長は、特別会計の決算又は事業年度末の現況について、総会の承認を得なければならない。

第 9 章 情 報 の 公 開 (H19. 4. 1 改正)

(情報の公開)

第 57 条の2 本会は、事業、財務及び懲戒処分等の情報を、会報等で公開するものとする。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に定める。(H19. 4. 1 改正)

第 10 章 入 会 金 及 び 会 費

(入会金)

第 58 条 会員は、入会のとき別表に定める入会金を納入しなければならない。

(入会金の特例)

第 59 条 個人会員であって開業社会保険労務士でない者が開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員となった場合は、別表に定める入会金の差額を本会に納入するものとする。

2 他の都道府県会に所属する会員が事務所又は勤務する事業所若しくは住所の移転により本会に入会する場合の入会金については、本会の入会金から当該都道府県会の入会金を引いた額が 5,000 円以上のときは、別表に定める額にかかわらず 5,000 円とする。

(H19. 4. 1 改正)

(会費の納入)

第 60 条 会員は、会費として、一事業年度につき別表に定める額を納入しなければならない。

- 2 前項の会費は、毎事業年度の4月30日までに納入しなければならない。ただし、4月30日及び10月31日を納期として、2分割して納入することができる。

(年度中途の入会者の特例)

第61条 年度の中途において入会した会員は、入会した日の属する年度分の会費については、別表に定める月額会費の額にその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入するものとする。

(会費の減免)

第62条 個人会員が長期にわたる病気の療養のため、社会保険労務士の業務を行うことができないとき、その他特別の事情により会費を納入することができないときは、理事会の議を経て、会費を減免することができる。

- 2 法人会員が天災その他特別の事情により会費を納入することができないときは、理事会の議決を経て、会費を減免することができる。(H27.5.29改正)
- 3 緊急を要する場合、常任理事会の議決をもって第1項、第2項に定める会費の減免を決定することができる。(R1.5.30改正)
- 4 解散した社会保険労務士法人が法第25条の22の2の規定により継続したときは、当該解散の日の属する月の翌月から当該継続の日の属する月の前月までの間、当該法人会員に係る会費は、免除する。(R1.5.30改正)

(特別会費の負担)

第63条 会員は、特別の支出に充てるため、特別会費を負担する。その目的、金額等については、総会においてこれを定める。

(会費等の不返還)

- 第64条 退会した会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録事項の変更により他の社会保険労務士会の会員となった場合は、会費についてはこの限りではない。

(2以上の事務所を有する法人会員の会費等)

第64条の2 岩手県の区域内に2以上の事務所を有する法人会員については、それぞれの事務所を法人会員とみなして、この章の規定を適用する。この場合において、当該事務所(その事務所の設立又は移転により当該法人が法第25条の29の規定に基づき本会の会員となったものを除く。)の設立又は移転(他の都道府県の区域からの移転に限る。)の登記をした時に、当該事務所は本会に入会したものとする。(H27.5.29改正)

第 11 章 事 務 局

(事務局)

第 65 条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行う。
- 3 事務局の職制、その他事務局に関し必要な事項は、細則で定める。

(事務局長)

第 66 条 本会に、事務局長 1 名を置くことができる。

- 2 削除(H15. 4. 1 改正)
- 3 削除(H15. 4. 1 改正)

第 12 章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

- 第 67 条 この会則は、総会の議決を得たうえ、岩手労働局長の認可を受けなければ変更することはできない。
- 2 会則の変更については、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 13 章 補 則

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第 68 条 会長は、社会保険労務士制度の改善進歩を図るため、社会保険労務士制度に関し学識経験を有する者のうちから、理事会の議を経て、名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、本会の必要事項について、会長に意見を述べるができる。

(会友)

- 第 69 条 社会保険労務士以外の者であって本会の目的に賛同し、事業活動に協力する者及び法人を細則により会友とすることができる。

(賛助会員)

- 第 70 条 本会の目的に賛同し、社会保険労務士制度の発展に協賛する者または法人を

別に定める細則により賛助会員とすることができる。(R1.5.30 改正)

(費用の弁償)

第 71 条 会務の執行に要する費用の弁償については、細則で定める。

(細則の制定等)

第 72 条 本会は、この会則の施行について必要な事項は、細則で定めることができる。

2 細則の制定及び改廃は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則 (昭和 53 年 10 月 19 日)

(施行期日)

1 この会則は、岩手県知事及び岩手労働基準局長の設立認可のあった日(昭和 53 年 11 月 28 日)から施行する。

(選任等の特例)

2 本会の設立当初の役員は、第 16 条及び第 18 条の規定にかかわらず設立総会で選任し、その任期は、次の通常総会終了時までとする。

(事業年度の特例)

3 本会の設立初年度の事業年度及び会計年度は、第 46 条の規定にかかわらず設立の日から昭和 54 年 3 月 31 日までとする。

(入会金の特例)

4 本会の設立主旨に賛同し、設立総会当日までに入会の申込みのあった者は、第 53 条の規定にかかわらず入会金を免除するものとする。

附 則 (昭和 55 年 5 月 16 日)

(施行期日)

1 この会則の一部改正は、岩手県知事及び岩手労働基準局長の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 19 日)

(施行期日)

1 この会則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 5 月 27 日)

(施行期日)

- 1 この会則の一部改正は、岩手県知事及び岩手労働基準局長の認可のあった日（昭和 62 年 6 月 8 日）から施行する。

附 則 （平成 3 年 5 月 28 日）

（施行期日）

- 1 この会則の一部改正は、岩手県知事及び岩手労働基準局長の認可のあった（平成 3 年 7 月 16 日）から施行する。

附 則 （平成 5 年 5 月 27 日）

（施行期日）

- 1 会則第 59 条第 2 項の規定は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 5 年 7 月 14 日から施行する。

（入会金の特例）

- 3 社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 5 年 6 月 14 日法律第 61 号）の公布の日において社会保険労務士となる資格を有する者及び昭和 57 年度から平成 5 年度までの社会保険労務士試験合格者が開業社会保険労務士以外の会員として本会に入会する場合の入会金については、別表に定める額にかかわらず 10,000 円とする。

（入会金の特例の取扱期間）

- 4 前項に係る入会金の特例の取扱期間は、平成 9 年 3 月 31 日までとする。

附 則 （平成 6 年 5 月 27 日）

（施行期日）

- 1 この会則は、平成 6 年 8 月 26 日から施行する。

（会員の特例）

- 2 社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 5 年 6 月 14 日法律第 61 号。以下「平成 5 年改正法」という。）附則第 3 条第 1 項に該当する者は、第 8 条の規定にかかわらず本会の会員となることができる。
- 3 第 9 条の規定にかかわらず、平成 5 年改正法附則第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により入会届を提出して会員となる者は、当該入会届（様式第 1 号）を提出したときから会員となる。
- 4 平成 5 年改正法附則第 3 条第 2 項の規定により本会に入会した者については、第 59 条第 2 項の規定を準用する。
- 5 平成 5 年改正法附則第 3 条第 2 項の規定により本会を退会した者については、第 14 条第 2 項及び第 64 条第 2 項の規定を準用する。

附 則（平成 11 年 5 月 27 日）

（施行期日）

- 1 会則第 4 条第 8 項の規定、第 4 4 条の規定の一部改正は、岩手県知事及び岩手労働基準局長の認可のあった日（平成 1 1 年 8 月 4 日）から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 30 日）

（施行期日）

- 1 会則第 47 条第 3 項、第 50 条第 3 項、第 67 条第 1 項は、岩手社会保険事務局長及び岩手労働局長の認可のあった日（平成 1 2 年 8 月 2 5 日）から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 29 日）

（施行期日）

- 1 会則第 46 条、第 50 条第 3 項、第 67 条第 1 項は、岩手労働局長の認可のあった日（平成 1 3 年 7 月 1 9 日）から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この会則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 8 章の改正規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 1 4 年 1 1 月 2 7 日法律第 116 号）の公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月 28 日）

（施行期日）

- 1 会則第 47 条第 2 項、岩手労働局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日）

（施行期日）

- 1 会則第 4 条(7)、第 40 条の 2、第 40 条の 3、第 40 条の 3 第 2 項、第 41 条、第 4 2 条、第 46 条の 2、第 46 条の 2 第 2 項は、岩手労働局長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 25 日）

（施行期日）

- 1 会則第 4 条(12)、(13)、第 48 条、第 48 条第 2 項、第 48 条第 3 項、第 49 条、第 49 条第 2 項、第 9 章の 2、第 57 条の 2、第 57 条の 2 第 2 項、第 59 条第 2 項は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日）

（施行期日）

- 1 会則第 4 条(10)、第 40 条の 3、第 40 条の 3 第 2 項、第 40 条の 3 第 3 項、第 40 条の 4、第 40 条の 4 第 2 項、第 40 条の 4 第 3 項、第 40 条の 4 第 4 項、第 40 条の 4 第 5 項、第 40 条の 5 第 1 項は、岩手労働局長の認可のあった日（平成 21 年 11 月 30 日）から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日）

（施行期日）

- 1 会則第 44 条の 4、第 47 条の 3 は、岩手労働局長の認可のあった日（平成 22 年 10 月 8 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 30 日）

（施行期日）

- 1 会則第 47 条の 2(6)は、岩手労働局長の認可のあった日（平成 24 年 10 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日）

（施行期日）

- 1 会則第 39 条の 4、第 62 条は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 64 条の 2 は、岩手労働局長の変更認可（平成 27 年 8 月 11 日）があった日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日）

（施行期日）

- 1 会則第 47 条は、岩手労働局長の変更認可（平成 28 年 6 月 21 日）があった日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日）

（施行期日）

- 1 会則第 45 条、第 46 条、46 条の 2、46 条の 3 は、岩手労働局長の変更認可（平成 29 年 9 月 5 日）があった日から施行する。
- 2 会則 47 条の 2 は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に他の社会保険労務士会から会員権の停止の処分を受けた者である会員について、適用する。

附 則（令和元年5月30日）

（施行期日）

- 1 第15条(3)(4)(5)、第16条第1項、第17条第5項、第47条第4項、第47条の2第3項第4項、第62条第2項第3項、第70条は、岩手労働局長の変更認可（令和元年12月2日）があった日から施行する。

附 則（令和3年1月15日）

（施行期日）

- 1 第16条第3項第4項第5項第6項、第32条第3項第4項第5項第6項は、岩手労働局長の変更認可（令和3年4月26日）があった日から施行する。

別 表

（第58条、第59条、第60条、第61条関係）

入 会 金 及 び 会 費

単位 円

区 分	入会金	会 費		備 考
		年 額	月 額	
開業社会保険労務士 又は社会保険労務士 法人の社員	50,000	92,000	7,700	
上記以外の社会保険 労務士	25,000	52,000	4,400	
社会保険労務士法人	基準額 50,000	社員数		
		1～5人 92,000 (開業会費1人分)	7,700	
		6～10人 184,000 (開業会費2人分)	15,400	
		11～20人 276,000 (開業会費3人分)	23,100	
		21人以上 460,000 (開業会費5人分)	38,500	